

公立大学法人岩手県立大学教員の任期に関する規則

平成 18 年 3 月 31 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人岩手県立大学において任期を定めて任用する教員の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第 2 条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織等は、別表のとおりとする。

(同意)

第 3 条 任用に際しては、別紙様式の文書により任用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第 4 条 この規則を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

教育研究組織	職	担当	任期	再任に関する事項	根拠
研究・地域連携本部	教授 助教授 講師 助手	プロジェクト 研究担当	3 年を超えない範囲内	再任は可。ただし、任期は通算して 5 年を超えない範囲内とする。	法第 4 条第 1 項第 1 号

様式（第3条関係）

同意書

平成 年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

署名（捺印）

私は、公立大学法人岩手県立大学研究・地域連携本部教員に採用されるに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項及び公立大学法人岩手県立大学教員の任期に関する規則第3条に基づき、下記の任期により任用されることに同意します。

記

平成 年 月 日から平成 年 月 日